

□■受験対策ミニ講座 17号 2020□■

暖冬はいえ寒い日が続きますが、試験までもうひと頑張り！不安なのはみな同じ。直前になって弱気になることなく、どこまでも前向きに、「今、できること」にしっかり取り組みましょう。

今回の直前サバイバル作戦は、試験当日の持ち物の確認です。過去問は福祉の原点でもある「生活保護の基本原則・原則」を確認しておきましょう。

【26回 64 低所得者に対する支援と生活保護制度】

生活保護法で規定されている基本原則、原則に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保護は、個人を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている。ただし、これによりがたいときは、世帯を単位として定めることができる。
- 2 生活保護法により保障される最低限度の生活は、肉体的な生存を維持する程度とされている。
- 3 保護の申請は、要保護者、その扶養義務者のほか、要保護者の同居の親族がすることができる。
- 4 保護は、都道府県知事の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度のものでされている。
- 5 生活保護法は、最低限度の生活を保障するとともに、社会的包摂を助長することを目的とすると定められている。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【当日のカバンの中身は】

試験会場までの公共交通機関は、確認しましたか？地元への配慮から自家用車での送迎やタクシー使用は禁止されています。

『受験の手引』では、マークシートを塗るのは「HBの鉛筆またはシャープペンシル」とされています。鉛筆なら数本、シャープペンシルなら替え芯も必要です。先端が鋭利すぎるとマークシートを塗るのに手間取り、適度な丸みがあると手早く次に進めます。ちょっとだけ練習しておきましょう。鉛筆削りは削りカスを入られるタイプがお勧めです。

プラスチック消しゴムはマークシートを汚さないよう、新しいものが2個あると安心です。ずれ防止用の定規は、カンニング防止のため使用許可を得る必要があるそうです。鉛筆などをあてて確認するののひとつの方法ですね。

時計はどうしても必要ですが、試験会場に掛け時計がない場合や、柱の陰などで見えない場合もあります。携帯電話はカバンにしまわなくてはならず、置時計は使えません。持ち込みが認められているのは時計機能だけの腕時計と、蓋のない懐中時計だけです。

寒さ対策は必要ですが、暖房が効きすぎることもあるので調節のできる服装にしましょう。マフラーやストール、使い捨てカイロも役に立つかもしれませんが。長時間、座り続けるので座布団を持っていった人もいます。上履きが必要な会場もあるので、確認しておきましょう。

ハンカチ、ティッシュはポケットに。のど飴やマスクもあると安心です。腹痛など、突然の体調の変化に備えて、飲みなれた常備薬をカバンに入れておきましょう。お守り代わりに。

たくさんの受験生が集まります。会場周辺の自動販売機は売り切れてしまうこともあるので、ペットボトルなどは必要な数をあらかじめ準備しましょう。コーヒーやお茶の利尿作用にご注意。会場のトイレは限られた数しかなく、長蛇の列となります。水筒に温かい麦茶などがあると安心ですね。

「備えあれば憂いなし」「今日できることは明日に伸ばすな」…いろいろな格言が身に沁みます。細々した持ち物も準備しながら、それぞれ、ご自分に必要な仕上げを進めてください。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【26回64：解説と正解】

生活保護の目的、原理・原則は、「生活保護法」1条～10条にある通りです。2013年には「生活保護受給前の段階からの支援」を目的に「生活困窮者自立支援法」が制定されました。これらは複数科目で頻出なので、再確認しておきましょう。

1× 10条の規定。「世帯単位」が原則、「これにより難しい時は個人を単位として定めること」ができます。

2× 3条の規定。「健康で文化的な最低限度の生活」は、憲法25条を根拠としています。

3○ 7条の規定。申請は本人、扶養義務者、同居の親族。「急迫した状況」では、申請がなくても保護を行うことができます。これを「職権による保護」といいます。

4× 8条の規定。保護の基準は厚生労働大臣が定めます。

5× 1条の規定。生活保護法の目的のなかに「社会的包摂の助長」は言及されていません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus